

(2) 潮来市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、改正を行うもの

2 改正内容 (※主なもの)

○軽減判定所得の基準額について

・ 5割軽減

(現行) 28万5千円 → (改正後) 29万円

・ 2割軽減

(現行) 52万円 → (改正後) 53万5千円

3 施行期日

令和5年4月1日